危機感募る経済状況
特別補助制度新設や融資要件緩和で
中小企業への経営支援策を展開

議員　本市は、景気低迷などの影響を受けている中小企業の経営安定化を図るため、平成二十年十一月に経済支援策を発表したが、現在の経済状況をどう把握しているのか。

経済部長　自動車産業の不振により、日産自動車㈱が平成二十年十二月から平成二十一年三月までの間で国内生産台数の減産幅を拡大するとの報道があった。本市には日産車体㈱があるが、自動車産業は関連業種の幅が広く、そこに従事する労働者も多いことから、今回の報道には大きな危機感を抱いている。

議員　今回発表された商業・工業を含めた中小企業への経営支援策の内容を聞きたい。

市長・経済部長　中小企業に対する支援策として、平成二十年十一月から、特別補助制度を新設して融資金額の一％の補助を行っている。また、中小企業融資制度における経済変動特別資金の融資要件を緩和し、過去三か月の売上高が前年同期五％以上減少したことを要件としていたものを、三％以上の減少で融資可能となるように改めた。

議員　今後、新たな経済支援を追加する考えはあるのか聞きたい。

市長・経済部長　中小企業融資制度を利用した事業者への信用保証料補助額の上限の引き上げを考えている。また、返済期間を延伸し、融資制度の各資金の毎月の返済額を軽減することを、保証協会等との連携を図りながら検討している。

湘南ひらつかテクノフェア2008

新たな産業活性化ビジョンの展望

議員　本市の産業活性化ビジョンにおける取り組みについて、これまでの成果を聞きたい。

経済部長　産業活性化施策については、「まちの賑わい創出事業」、「商店街の環境整備事業」、「個店の魅力アップ事業」に大別し、さまざまな視点から活性化に取り組んできた。これらのうち、空き店舗対策や各種イベントへの支援等については、中心市街地への集客や販売額の増加等に一定の成果を上げている。

議員　本市の新たな産業活性化ビジョンに向けた展望、策定方針などについて伺いたい。

経済部長　新たな産業活性化ビジョンにおいては、消費者ニーズの把握とともに、高齢化社会に対応した商業施策の導入についても商店会と協議していきたい。

新型インフルエンザ発生時への対応
庁内連絡会開催し協議

議員　新型インフルエンザとは、鳥インフルエンザウイルス等が人に感染し、人の体内で増えることができるように変化して人から人へ効率よく感染できるようになったウイルスによる疾患であり、世界的に大流行するのではないかと恐れられているが、本市ではどのように対応する考えか。

健康・こども部長　国は、平成十七年十一月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定したが、現在国や県が行動計画の大幅改訂を進めているため、これらの改訂の動きを注視していく。また、平塚市感染症庁内連絡会を平成二十年十二月に開催する予定であり、その中で平塚市新型インフルエンザ対策会議の設置について協議し、平塚市新型インフルエンザ行動計画を策定することも含めて協議していく。

議員　平塚市民病院内の限られたベッド数で効果的な医療を提供するため、新型インフルエンザなどを想定した本市における危機管理対策について伺いたい。

健康・こども部長　国内流行時の平塚市民病院での対応は、他の患者と接触せずに診察できるよう発熱外来を設けること、六床ある感染症病床で発症患者やその疑いのある患者を隔離治療すること、また感染拡大時に一般病床を病棟ごと感染患者に開放して診療に充てることである。医療体制の一翼を担うため、今後とも関係機関等と連携を図り、諸課題を検証しつつ対策を進めていく。

平塚市民病院将来構想が策定
22年度に経営形態変更へ

議員　平塚市民病院将来構想は国が示した公立病院改革ガイドラインの内容も加味して策定されたが、自治体病院としての役割についての見解を聞きたい。

市民病院事務局長　高度医療、先進的医療、救急医療等の不採算部門の医療等を行い、民間病院と役割を区分して、地域住民の安心安全な暮らしの一端を担うことである。

議員　将来構想では、市民病院の経営形態を二十二年度から地方公営企業法の全部適用へ移行するとしている。公的病院であっても企業性を高めるとのことだが、具体的にはどう変わるのか。

市民病院事務局長　現在との大きな相違点は事業管理者が設置されることであり、経営に必要な人・物・金に関する権限が与えられるため、病院経営にとって重要な自立性の拡大や機動性の発揮が可能となる。経営の健全化により医師や職員が働きやすい環境となり、医師の招へいもより容易になるものと考える。

議員　地方独立行政法人化する方法もあるが、全部適用との相違は何か。またどのような場合に移行する考えなのか。

市民病院事務局長　地方独立行政法人では、中期目標・中期計画について議会の承認が必要だが、毎年度の予算や決算に係る議会での審査がないこと、複数年契約など多様な契約方法が可能である点などが異なる。全部適用による経営改善を経ても経常収支が改善しない場合には、地方独立行政法人への移行を検討することとなる。

（仮称）次期環境事業センター
稼動後のごみ分別
現行の「新平塚方式」で

議員　本市のごみ処理行政は、「新平塚方式」と呼ばれ全国的な評価を得ている。現在計画中である（仮称）次期環境事業センターの焼却方式の種類によっては、ごみ分別方式は変更となるのか。

環境部長　厨芥類の資源化施設等の稼動により、分別収集の一部を変更する可能性はあるが、どのような焼却方式を選択しても、現在の分別方式である「新平塚方式」の変更は考えていない。

議員　焼却残さを資源化する計画について聞きたい。

環境部長　現在は、セメント原料化と溶融によるスラグ化を考えている。セメント原料化は外部に搬出し、専門業者へ委託する。溶融スラグ化については、次期環境事業センターで溶融しスラグ化する場合と、外部に搬出し溶融スラグ化する場合が考えられる。処理方式の選定方法については、平成二十一年七月頃に各事業者からの提案を受け、効率性・安全性・経済性等を総合的に評価して決定していく。

事業者の選定進捗状況尋ねる

議員　神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントについて、現在の取り組み状況を聞きたい。

環境部長　次期環境事業センター建設予定地および市内二か所、市外三か所で大気汚染状況等の調査や、大神地区内での騒音・振動等の調査を行っている。今後は、調査結果を基に環境影響予測評価書案を策定し、説明会等を経て、環境影響予測評価書を策定していく。

議員　事業者選定のアドバイザリー業務等を実施しているが、進ちょく状況を聞きたい。

環境部長　平成二十一年四月の募集要項の公表に向けて、平成二十一年二月に特定事業者の選定、契約書案の検討などの作業を行っていく。

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案に対する意見書

九月に示された「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案に関して、喫煙者・非喫煙者双方の自由や事業者の経済的自由等にも配慮し、施設の利用実態等に応じた規制を目指すとの基本的な考え方に賛同いたします。

現実には、公共施設においては禁煙や屋内に喫煙所を設置した分煙が進んでおりますし、それ以外の不特定多数の方が利用する施設も禁煙や分煙が浸透し、利用者も施設を選んで利用できる環境が整いつつあります。それにもかかわらず全面禁煙を余儀なくされる条例案となることに懸念を持っております。

県の示す完全分煙では、個人経営の小規模店舗等は喫煙空間を作るスペース、仕切りや排煙設備を設けるための資金の問題、また賃貸契約上改装が不可能な店舗も多数存在します。個人経営に限らず大手のチェーン店においても、一店舗で数百万円から一千万円以上の改装費用は経営にとって大きな負担となり、資金に余裕のない零細施設にとっては廃業せざるを得なくなる恐れがあります。

分煙にも、時間での分煙や店舗の入り口に喫煙の可否を明示する方法等、様々な形態があるので、個人経営等の資金に余裕のない事業者には上記のような方法も施設管理者の裁量で選択可能とし、経営を圧迫しない選択肢も考慮するよう求めます。

飲食店だけでなく、不特定多数が利用する個人施設を含むすべての施設が対象に含まれ、それらは地域経済へ影響を及ぼし、市の発展も阻害されかねません。喫煙者・非喫煙者双方が共存できるバランスのとれた条例案となるよう求めます。

過度な規制は平塚市の活性化にも影響を及ぼすことが懸念されますので、今後示される条例案は、市民生活や地域経済に影響のない、地域の活性化につながるような条例案となるよう求めます。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出します。

平成二十年十二月十八日

平塚市議会